

令和5年度第6回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年9月11日 月曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐—藤—敦—士	11番	小—春——修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番	江 藤 由之助	10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修
----	---------	-----	---------	-----	-------

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	東	川 野 勝 彦
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀
朝田	田 邊 正 義				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	農地・管理係主査	河 野 伸 也
農地・管理係主任	田 邊 憲 佑		

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 27 号	農地法第3条の申請について
議案第 28 号	農地法第5条の申請について
議案第 29 号	非農地証明願いについて

議案第 30 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 31 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告第 6 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用賃借権の解約受理について（合意解約）
議事 その他	農地転用許可等に係る権限移譲について

議長	それでは、令和5年度第6回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時39分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第27号から議案第31号までの5議案16件と、報告事項及び議事その他が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第27号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第27号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、計 a。理由は、子への贈与、親から受贈です。 以上です。
議長	1番について、 農業委員より説明願います。
 委員	8月22日に事務局職員と私と 推進委員と現地確認を行いました。地図の1番をご覧ください。 方面に向かい、 の信号手前の道を入れてすぐのところにあります。 になっています。それと、 をあがりまして、 というのがあります。その上の圃場になります。 さんは で一番若くて働き盛りの元気のよい青年であります。今から農地を増やして頑張りたいという意向がありますので、慎重審議よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、親子間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、譲渡人から既に経営を移譲されており、申請地を管理しております。今回贈与により所有権を取得することになります。 また譲受人は認定農業者で、申請地は水稻が耕作されております。特に問題ないものと思われます。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第27号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第28号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書2ページをお開きください。 「議案第28号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]、[]歳、転用者、[]区、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、申請地近隣で両親とともに暮らしているが、将来を見据えて祖父が所有する申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第1種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	8月21日に[]農業委員と事務局職員2名と現地確認を行いました。手元の地図がありますが、申請地につきましては、[]から[]線を[]方面に向かいまして、[]の信号があります。信号を左折しますと、[]のほうに行く道がありますが、それを右折しまして、約500m行きますと申請地です。申請理由につきましては、将来を見据えて祖父が所有する申請地に住宅を建築したいということでもあります。よろしくご審議お願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]農地委員が説明したとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の[]さんの職業は[]で、現在は申請地近隣の実家で両親とともに家族[]人で暮らしています。転用の目的は、将来を見据えて祖父が所有する申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第1種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の集落接続に該当し、転用が可能な土地になります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は宅地、東側は里道、南側は市道、西側は宅地にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 新築計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に、1階床面積[]㎡、約[]坪の一般住宅及び駐車場を計画しています。 工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。

	排水計画につきましては、雨水については南側の市道側溝へ、宅内排水については南側の公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された借入手続が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第28号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第28号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第28号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第29号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番から3番については、関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 「議案第29号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成11年に父からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なため耕作を断念したとのことです。 続きまして、番号2番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成30年に父からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なため耕作を断念したとのことです。 続きまして、議案書4ページをお開きください。 番号3番、申請者、■■■■、■■■■、持ち分2分の1、外1名。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成30年に父から及び平成23年に夫からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なため耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番から3番について、■■■■農地委員より説明願います。

委員	現地は から 方面に300m進み、 があるところを左折し100mほどあがったところです。 さんは以前ここで生活をしていましたが、 の方に転居されて空家状態です。 さんのお父さんが亡くなられて27年程度になると思います。それから孟宗竹に畑が覆われて、現状、山林の状態になっています。今後 さんがここを手放したいという意向があって、非農地証明願いの申請となりました。よろしくお願いいたします。
議長	1番から3番について、 農業委員より説明願います。
委員	只今、 委員の言われたとおりです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を8月18日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は互いに親族関係で、番号1番の さんと番号2番・3番の さんはハトコ同士、番号3番の さんは さん さんからみて伯母にあたり、それぞれ父及び夫からの相続により申請地を取得しています。平成10年頃まで畑として自家消費用の野菜を作っていましたが、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m^2、ほか 筆、合計 筆の m^2です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成7年及び平成10年に父からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なため耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
委員	8月18日に現地確認をしました。申請地は から1.5kmほどの の反対側の山のところにあります。すごく荒れた土地で、山林として管理したいということです。特に問題ないと思います。慎重審議お願いします。
議長	4番について、 農業委員より説明願います。
委員	只今、 委員の説明されたとおりです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を8月18日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。

	申請者は、平成7年及び平成10年に父からの相続により申請地を取得しています。平成3年頃まで畑として自家消費用の野菜を作っていましたが、前所有者である申請者の父が体調を崩されたため耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に空き家と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成17年に父からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、傾斜地で管理も困難なため耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	5番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	8月22日に、事務局職員2名と[]農地委員と4人で現地確認をしました。場所は、先ほどの[]を通り過ぎまして、[]を曲がって[]という住宅があります。その横になります。現状で木が生い茂っており、元に戻すということができそうにない土地です。他の土地は近くではありますが、[]の[]の横の道を下りてきたところの奥の土地になります。道路も何もなく、管理するのが難しい土地です。それで非農地証明願いが出たものと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を8月22日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、平成17年に父からの相続により申請地を取得しています。平成元年頃まで畑として自家消費用の野菜を作っていましたが、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後にほかの農地と併せて息子に名義を変更する予定とのことです。 以上です。

議長	只今、「議案第29号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第29号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第29号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第30号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。1番から4番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 「議案第30号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号2番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 今回の大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。 続いて、6ページをご覧ください。 イ、所有権の移転です。 番号4番、申請人、譲渡人、大分市、大分県農業農村振興公社、譲受人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。農地売買等支援事業による公社売渡となります。 農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。利用権の設定の面積は、[]㎡、所有権の移転の面積は、[]㎡、合計[]㎡となります。 なお、補足になりますが、番号1番から3番の土地につきましては、中間管理機構である公社を通じての利用権設定となります。公社からの貸付先は、7ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しておりますが、地元農家の[]さんとなる予定です。詳細は議案第31号での審議事項となりますので、説明は省略させていただきます。 以上です。
議長	只今、「議案第30号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第30号」については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	次に、「議案第31号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書7ページをご覧ください。 「議案第31号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡です。詳細は、8ページの貸付調書をご確認ください。 利用権の種類は使用貸借で、耕作作物は水稻となっております。 以上です。
議長	只今、「議案第31号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第31号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第31号」については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第6号」及び「議事その他」がありますので、まず「報告第6号」について事務局より報告願います。
事務局	議案書9ページをご覧ください。 「報告第6号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 番号2番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社、借人、[]区、[]。申請の土地は、番号1番と同様です。 以上です。
議長	続いて、「議事その他」「農地転用許可等に係る権限移譲について」大分県水田畑地化・集落営農課より、農地法に関する事務の一部を令和6年度より権限移譲の依頼がきております。その内容

	について審議し、本委員会としての受け入れについての決定を行いたいと思います。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書10ページをお開きください。 「議事その他」「農地転用許可等に係る権限移譲について」別紙のとおり、農地転用許可等に係る権限の委譲について意見を求める。お手元の1枚紙、別紙です。ホチキス止めで左上に参考資料と書かれています「農地法にかかる権限移譲について」という資料で説明させていただきます。別紙をお開きください。農地転用許可等に係る権限の委譲について、下記の15項目を受け入れることに対して意見を求めます。まず番号の1番から4番につきましては、農地法第4条の許可等に係る事務の移譲を受けるという内容になります。中身を詳しく説明させていただきます。 ①です。農地法第4条第1項の規定に基づいて4条の許可をするという内容になります。括弧書きで4ha以上の農地又は2市町村以上に係る区域の許可を出す場合、こちらについては、九州農政局との協議が必要となりますので、今まで通り県知事許可の対象となります。また、3,000㎡以上のものについては、今まで通り、常設委員会にかけた後に、農業委員会会長名で許可をします。3,000㎡未満については農業委員会会長名で許可をするという内容になっています。 ②です。農地法第4条第7項の規定に基づき、許可に条件を付けること。これにつきましては許可書を農業委員会が発行することになりますが、例えば宅地を建てます、太陽光を設置しますというときに事業の計画書や、土地の利用図をつけていただくのですが、許可を出すときに「事業の計画通りに転用を行ってください」という条件を付けることがメインになるかなと思います。もし事業計画等に変更があれば、変更の申請書なりを提出してください、といった内容を条件として付けることです。あとは一時転用のときなどに、一時的に農地の造成をします、工事をします、という場合に「転用の期間が終わった後は速やかに農地に戻してください」という許可条件をつけることもあります。 ③です。農地法第4条第8項の規定に基づき国や県が転用を考えている、公共の施設を作りたいといった大きな事業のときに、国や県から相談があったら、許可をする前に協議をすること、施設を作るときに協議をしてくださいね、という内容になります。 ④です。農地法第4条第9項と、第4条第5項のときに、今までは農業委員会の総会にかけた後に、農業委員会が意見書を作り県に進達するという形で、許可するのに問題がありませんとか、問題がありますという形で報告をしていました。農業委員会の方で内容を審査するという内容です。 ①から④までは農地法第4条の許可に係る内容になります。続きまして⑤から⑦の説明になります。農地法第5条についての項目になります。 ⑤です。農地法第5条第1項の規定に基づいて、権利を設定して又は移転することについて許可をするという内容になります。5条の許認可を行うということです。これも4条と同じ4ha以上の場合もしくは2市町村以上にまたがる場合は農政局と県との協議が必要です。 ⑥です。農地法第5条第3項によって、許可に条件を付けること。4条と同じです。 ⑦です。農地法第5条第4項の規定に基づいて、国や都道府県が権利を取得する場合は事前に協議を行ってくださいという内容になります。今説明した⑤から⑦までは農地法第5条の許可事務を農業委員会として行うという内容になります。 ⑧から⑩になります。⑧から⑩につきましては、必要がありましたら現地の立会、測量の調査、損失が発生したらその補償をするという内容になります。基本的には今まで農業委員・推進委員の皆さんにお願いしている許可を出す前の事前の現地調査と同じです。それ以上で基本的には

ないと思いますが、測量が必要であるとか竹を切らないといけないということがあった場合、立ち入りに関しての規定を⑧から⑩までの農地法第49条の規定で定めているということになります。基本的に委員の皆さんにお願いすることは現地の立会に同席していただいて、総会の際に説明していただくということで、今までと変わらないと思われます。

続きまして⑪になります。農地法第50条についてですが、必要な報告を供すること、ということで3,000㎡以上の案件については、今まで通り常設審議委員会にかけられるようになっておりますので、農業委員会ネットワーク機構に必要な報告を今まで通り行うという内容になります。

最後に⑫から⑮までです。農地法第51条に関することですが、許可書を出すにあたって、許可の内容を取り下げたい、内容を変更したい、新たに条件を付けたり、違反な状態が続くようであれば工事を中止してくださいという命令を出すといった、違反転用や計画変更の再許可に関する条項が農地法第51条第1項から第4項に規定されています。こちらについては、ここ10年くらい工事の中止を命令したり、現状復旧をしてくださいという命令を県から出したという話は聞いていませんので、よっぽど悪質でない限り対象になることはありません。あるとしたら農業委員会の許可が出る前に農地をあたってしまった、事前着手のようなことがあれば、許可が出るまでは工事をストップしてくださいということは杵築市でも例があります。例えばですが、太陽光の許可が出る前に太陽光を設置してしまったということがあれば、場合によっては撤去してくださいと農業委員会から命令するような事務がこの中に含まれています。

付属的な業務になりますが、権限移譲を受けるにあたり、交付金という形で1件1万円程度、杵築市へ交付金をいただけます。また、最近増えてきましたが、携帯電話の関係の認定電気通信事業者といいますが、新しく電波塔を建てますという形の計画書を農業委員会が審査を行う業務が付属業務に含まれてきます。

メインの業務は農地法第4条と第5条の許可を出すことになります。

参考資料を7月の総会の際にお配りさせていただいていますが、さらに詳しいものをホチキス止めの資料で説明させていただきます。1ページが一番下です。権限移譲の状況ですが、まだ受けていないところが杵築市と九重町と玖珠町です。市の中では杵築市だけということと、以前より県水田畑地化・集落営農課から打診を受けていたということもあり、今後については、令和6年4月1日より権限移譲を受けるという流れで、調整を行っていこうと考えています。2ページ目をお開きください。下半分ですが、地方自治法第180条の2「他の執行機関への委任」ということで、杵築市の予定ではこちらを受ける形になります。一旦、杵築市長に権限の委任がいきますが、杵築市長から農業委員会へ再度委任をして、農業委員会が権限移譲の事務を受けるという形を取ろうと思っています。最後のところは先ほど説明した15項目の詳しい内容が載っていますのでお読み取りください。

4ページ目をお開き下さい。

県からの要請の経過の報告と、杵築市としての対応が書かれています。3番と4番だけ説明します。権限移譲を受けることのメリットとデメリットの話ですが、メリットといたしましては、申請を受けてから許可書を交付するまで、事務の処理期間がさらに短くなりますということです。10日くらい早くなるということで、申請者にとっては住民サービスの向上という意味でメリットとなります。また、転用の実績に応じて1件につき1万円程度の交付金をいただけるということで、市の収入的にもメリットとなります。デメリットというか課題ですが、農業委員会会長名で許可書を出すということで、今までは県が間に入って一緒に審議してくれていましたが、農業委員会

	が直接会長名で許可書を出すということで、住民との距離がさらに近くなるということで、その理解が必要になるのかなと思います。違反転用の関係についても県のほうがノウハウがありますし、間に入ってくれているということで心強かったところではあります。直接農業委員会からの指導が必要になるのかなというところと、事務員も基本的には増えることはなく今までの体制でやっていくと思うので、担当職員のスキルアップが必要になるのかなというところです。課題等もあるのですが、メリットも非常に大きいということで、来年度の権限移譲に向けて事務局側で県との事務折衝を進めていこうかなと思っています。委員の皆さんにつきましては、今まで通り違反な状態を見つけたら事務局にご相談いただきたいということと、今まで通り許可を出す前に事前の立会にご協力いただけたら幸いです。よろしくお願いします。 最後に、5ページ目です。今後の予定ですが、12月に議会にかけて、来年の2月16日以降の受付分については許可が4月以降の日付となるので、そこで県への進達を停止して、令和6年4月1日から権限移譲を受けるという流れを予定しています。 説明については以上です。
議長	局長の方から補足があります。
事務局	只今、■■■■の方から説明がありましたが、本日「議事その他」とさせていただいているのは、正式に農業委員会に依頼が来ているわけではありません。権限移譲につきましては、県知事から市長に一度依頼がいき、同意する形になります。再度市長から農業委員会へ委任する形になりますので、今回は「議事その他」とさせていただきました。今回皆さんから同意していただければ、その方向で進めさせていただき、市長が受けて農業委員会へ正式に依頼が来たときは、改めて議事にかかけたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
議長	只今、「議事その他」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議事その他」については、別紙15項目の権限移譲を令和6年4月1日より受け入れることについてご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議事その他」については、権限移譲を受け入れる方向で、事務局側は各関係機関との調整を進めてください。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。以上をもちまして、令和5年度第6回杵築市農業委員会総会を閉会します
	(10時28分： 終了)